

「FP 技能士合格講座」ご受講の皆様へ

平成 23 年度(平成 23 年 4 月 1 日)の改正事項について

「栗本大介の FP スクール」の講座をご受講いただき、誠に有難うございます。

目前に迫っている 9 月の本試験ですが、例年「4 月 1 日時点で施行されている法律に基づいて解答する」という条件になっておりますが、平成 23 年度の税制改正等は、震災の影響により成立が大幅に遅れた結果、平成 23 年 6 月 22 日に法案が可決し、6 月 30 日に公布されるという事態となりました。

また、相続税の基礎控除の見直しなど、大きく変わる可能性があった項目の見送りなどもあり、少なくとも FP の試験レベルではあまり気にしなくてよいと考えています。

ただ、テキスト作成時から、年金の数値なども変更されておりますので、一部の税制改正を含め、どのような変化があったのかを確認しておくことも必要と思い、下記に示しております。

本資料は、改正の内容をすべて整理したものではなく、あくまでも「試験前にざっと確認してもらうためのもの」という認識でお願いいたします。

最後になりましたが、9 月 11 日に受験予定の方のご健闘をお祈り申し上げます。

特に、体調管理には十分ご留意くださいませ。

2011 年 9 月 2 日

FP スクール

栗本大介

<金融資産運用>

■2011年7月発行分から、個人向け国債のうち「変動10年型」の適用金利の計算方法が変更。

2011年4月発行分までの計算方法	2011年7月発行分からの計算方法
「基準金利-0.8%」	「基準金利×0.66」

■上場株式等により収益が出た場合にかかる「所得税7%、住民税3%」の軽減税率の適用期間を、平成23年末から平成25年末に2年間延長。また、上場株式等の配当所得について、申告分離課税を選択した場合の「所得税7%、住民税3%」の軽減税率の適用期間も同様に平成25年末まで2年間延長。

<ライフプランと資金計画>

■平成23年度の主な年金額

	平成22年度	平成23年度
国民年金保険料	15,100円	15,020円
老齢基礎年金の受給額	792,100円	788,900円
障害基礎年金の受給額(1級)	990,100円	986,100円
障害基礎年金の受給額(2級)	792,100円	788,900円
遺族基礎年金の受給額	792,100円	788,900円
遺族基礎年金の子の加算額	227,900円	227,000円
同上(3人目以降)	75,900円	75,600円
中高齢寡婦加算	594,200円	591,700円
物価スライド率	0.985	0.981

■「在職老齢年金の支給停止の基準額」の「47万円」を「46万円」に引き下げ。

■「協会けんぽ」の平均保険料率を「9.34%」から「9.50%」に引き上げ。

■「国民健康保険料」の上限額が「年額 63 万円」から「年額 65 万円」に引き上げ
（介護保険料を含む場合の上限額は「年額 73 万円」から「年額 77 万」に）。

■「介護保険料率」が「1.5%」から「1.51%」に引き上げ。

<不動産運用>

■住宅用建物にかかる登録免許税の軽減措置の適用期間を、平成 23 年末から平成 25 年末まで 2 年間延長。

<タックスプランニング>

■扶養控除の見直し(平成 23 年 1 月 1 日から実施)

- ・16 歳未満の年少扶養控除が廃止される
- ・16 歳以上 23 歳未満だった「特定扶養親族」の範囲が、19 歳以上 23 歳未満となり、16 歳以上 19 歳未満の扶養控除額は 38 万円になる。
- ・19 歳以上 23 歳未満の控除額は 63 万円のまま変更なし。

■参考

平成 24 年から導入予定であった、少額投資非課税措置(日本版 ISA)は、平成 26 年からの導入となりました。また、外国為替証拠金取引(FX)による収益に対する課税は、平成 24 年分の決済より「先物取引に係る雑所得として、一律 20%の申告分離課税」の対象となります。

生命保険料控除は、平成 24 年分から、現在の「一般の生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が新設されます。それに合わせ、各項目の最高控除額が、現在の「所得税 5 万円」「住民税 3.5 万円」から、「所得税 4 万円」「住民税 2.8 万円」に改定されます。

なお、相続税の基礎控除額を、「5000 万円+(1000 万円×法定相続人数)」から、「3000 万円+(600 万円×法定相続人数)」に変更する改正は、今回は行われず先送りされました。

その他、「独立行政法人雇用・能力開発機構」が、平成 23 年 10 月 1 日をもって廃止されます。これに伴い、「財形住宅融資」は「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に移管され、「財形教育融資」は平成 23 年 9 月 30 日をもって廃止されます。

以上